

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

## はじめに

従業員や取締役による横領等があった場合の重加算税の賦課決定処分については、平成16年12月1日さいたま地裁判決で、「従業員を自己の手足として経済活動を行っている法人においては、その者の行為が納税者たる法人の行為と認められるような場合には、隠ぺい・仮装行為が代表者の知らない間に従業員の行為によって行われた場合であっても、その隠ぺい又は仮装に基づき過少申告などの結果が発生していれば重加算税を課すことができると解するのが相当である。」と判示され、この判示はその後の上訴における判断においても維持されています。

今回は、代表取締役以外の者による横領があった場合で、その者の行為が「納税者たる法人の行為と認められる」と判断された事例をご紹介します。

## I 業務を包括的に一任されていた取締役が行った架空取引

平25. 3. 27広島地裁  
(Z263-12182) (棄却)  
平26. 1. 29広島高裁  
(Z888-1860) (棄却) (上告・上告受理申立て)

### 1. 事案の概要

本件は、代表権を有しない取締役であったA元常務が、控訴人C支店の業務として、架空取引を行い、架空外注費及び架空売上が計上された事例です。

### 2. 広島高裁の判断

法人内部において相応の地位と権限を有する者が、その権限に基づき、法人の業務として行った仮装行為であって、全体として、納税者たる法人の行為と評価できるものについては、納税

者自身が行った行為と同視され、国税通則法68条1項の重加算税の対象となるものと解するのが相当である。

A元常務は、控訴人の代表権は有していなかったものの、E社長、専務に次ぐ有力役員として、また、同族企業の創業者一族の一員として、控訴人の経営に大きな影響力を有していたものと認められ、特に控訴人の有力事業部門の一角であるC支店の業務については、E社長から包括的に一任されていたものであるから、A元常務がC支店の業務として行った本件架空取引については、重加算税の課税要件に関して、納税者である控訴人自身の行為と同視し得るものというべきである。

そして、E社長は、C支店の業務全般に関してA元常務に一任していたのであるから、A元常務による仮装行為について、E社長自身が具体的にこれを認識し、又は認識し得たか否かは、上記の判断に影響しないものというべきである。また、本件架空取引は、A元常務が私的な利益を図るためにその権限を濫用して行ったものであることがうかがわれるが、これは外部的にはその権限内の行為といえるから、A元常務の内心的な意図がその私的利益を図るためであったとしても、通則法68条1項の適用の有無に影響するものとはいえない。

## II 従業員取締役の行った不正取引

平22. 5. 25岡山地裁  
(Z260-11444) (一部認容)  
平23. 9. 1広島高裁  
(Z261-11746) (原判決一部取消し・控訴棄却)  
平24. 11. 2最高裁  
(Z262-12087) (上告棄却・上告不受理)

## SERIES TAINS 解体新書

# 重加算税／横領等があった場合の「法人の行為と認められる場合」



小菅 貴子〔本郷〕

### 1. 事案の概要

本件は、第1審原告であるX社の従業員取締役である乙が、B商会の名義を用い、仕入金額の水増し、売上等の隠ぺいを行っていた事例です。

### 2. 広島高裁の判断

乙は、大阪支店支店長として、乙の指示を受けた大阪支店の従業員は、X社の従業員として、仕入先や売先と交渉し、商談がまとまれば、請求書等の宛名をB商会として大阪支店に送付するよう依頼し、仕入先等は、取引の相手方はX社大阪支店であると認識しながら、上記依頼に応じていたことが認められ、これらの事実にかんがみれば、本件取引は、いずれも乙らがX社大阪支店支店長ないし従業員として行ったことは明らかであり、取引の法律上の効果はX社に帰属するというべきである。

①大阪支店では、乙ほか3名の従業員によって、毎月1億円のノルマを達成し、X社全体の売上げの3割強の売上を上げ、好調であったこと、②乙は、大阪支店の支店長で、従業員とはいえ取締役であり、X社の重要な会議に出席し、売上計画の立案にも参画し、代表取締役の甲に次ぐ高額の給与・賞与を得ていたこと、③甲及び取締役総務部経理部長であった丙は、X社ではバックリベートを禁止し、大阪支店に与えられた交際費も年額20万円ないし30万円と少額であったにもかかわらず、大阪支店の売上げが好調で、乙が頻りに取引先の接待を行っていることを知っていたこと、④X社における取引については、甲の決裁を受ける必要があったが、大阪支店の取引については、事後決裁がなされることが多く、決裁がなされないことはほとんどなかったこと、⑤甲は、年数回大阪支店に赴いていたが、業績の状況を聞く程度で、裏金工作をしていないかにつ

いては監督せず、総務経理部も月1回程度大阪支店に赴いたが、小口現金を合わせる程度で、裏金工作をしていないかについて監督をしていなかったこと、⑥乙は、大阪支店の他の従業員に対し、本件不正取引を口止めしていたことが全うかがわれないこと等の事実が認められ、これらの事実を総合考慮すれば、甲及び丙は、本件不正取引の詳細についてはともかく、乙が不正取引により裏金を捻出していること自体を認識しながら、これを放置し、容認していたと推認することができ、そうすると、本件においては、納税者が隠ぺい・仮装したと認めることができる。

## おわりに

IIの判決は、地裁では、乙が代表取締役の甲ないし原告本社における経理や税務上の責任者と同視できるほどの法律上、事実上の権限を有する者であったということは認め難いとして、重加算税賦課決定処分等は違法であると判断されていましたが、高裁で取消しとなりました。

このほか、平成23年1月21日金沢地裁判決では、原告が注意義務を尽くしていた場合には、法定申告期限までに、正確な申告が可能であり、過少申告を防止することができたとして、元取締役の売上の除外に係る隠蔽仮装行為が原告らの隠蔽仮装行為と同視できるとされています。

なお、TAINSで検索する場合のキーワードは、「横領」、「重加算税」、です。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。  
MJS!  
ミロク情報サービスが  
バックアップ。

MJS



MJSイメージキャラクター  
菊川 伶

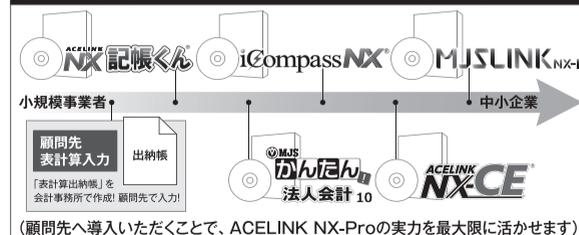
経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

会計事務所向けERPシステム  
**ACELINK NX-Pro**

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場  
株式会社ミロク情報サービス (証券コード: 9928) **MJS**